

令和元年11月28日
総務部職員課

江東区職員の旅費に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		地方公務員法の一部改正により成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されることに伴い、条例の一部を改正する。
旅費の支給	第3条	欠格事由に係る引用条項について規定を整備する。
附則		公布の日から施行する。

江東区職員の旅費に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する 場合において、地方公務員法(昭和25年法律第2 61号) <u>第16条第2号から第5号まで、若しくは</u> <u>第29条第1項各号に掲げる事由により退職等と</u> <u>なった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の</u> <u>規定による旅費は支給しない。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第4条～第42条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する 場合において、地方公務員法(昭和25年法律第2 61号) <u>第16条各号又は第29条第1項各号に掲</u> <u>げる事由により退職等となった場合には、前項の規</u> <u>定にかかわらず、前項の規定による旅費は支給しな</u> <u>い。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第4条～第42条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>